



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課）…………… 1
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可・5件（都市公園課）…………… 3

### 公 告

- 技能検定の実施（労働政策課）…………… 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 宅地建物取引業者の事務所所在地及び所在を確認することができない旨の公告（建築指導課）…………… 8

### 教育委員会事項

- 博物館に相当する施設の指定…………… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第95号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾三丁目 3番13号	医療法人緑水会	令和2年3月1日	令和5年2月28日

### 沖縄県告示第96号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第101号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 石垣農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに用途地域として定める地域に含まれる農業振興地域を石垣農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第97号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和2年3月3日から同月24日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 出願書受理年月日 令和2年2月20日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市

イ 代表者 うるま市字天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫

(2) 埋立区域

ア 位置 うるま市勝連比嘉崎原1901番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+2.21メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（斥7）兼久の地点から356度08分18秒451.861メートルの地点

②の地点 ①の地点から355度47分58秒5.679メートルの地点

③の地点 ②の地点から85度48分25秒63.022メートルの地点

④の地点 ③の地点から162度49分41秒57.743メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から72度50分01秒10.900メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から342度49分42秒58.042メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から265度30分42秒77.744メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から174度30分34秒8.110メートルの地点

ウ 面積 837.02平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 うるま市勝連比嘉崎原1901番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（斥7）兼久の地点から350度53分59秒422.583メートルの地点

②の地点 ①の地点から84度33分57秒79.034メートルの地点

③の地点 ②の地点から162度49分41秒58.977メートルの地点

④の地点 ③の地点から72度47分58秒75.211メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から342度48分54秒122.977メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から265度48分23秒140.091メートルの地点

ウ 面積 15,597.36平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地及び公共施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

### 沖縄県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和2年3月3日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 道路の種類 県道

2 路線名 12号線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	読谷村字喜名松川原477番7から 読谷村字喜名西原2224番6まで	12.0m ~ 30.3m	240.9m
新	読谷村字喜名喜名原1番2から 読谷村字喜名西原2224番6まで	12.0m ~ 30.3m	257.0m

**沖縄県告示第99号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 宮古島市平良字西里及び平良字久貝
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**沖縄県告示第100号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那1号城岳公園
- 3 事業施行期間 昭和56年4月27日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第101号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第100号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・那6号新都心公園
- 3 事業施行期間 平成3年2月15日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

## 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第102号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第396号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・4・浦1号前田公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月12日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第103号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第403号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第104号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第273号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那33号十貫瀬公園
- 3 事業施行期間 平成26年4月22日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 1 前期実施

#### (1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

#### (2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 令和2年6月8日（月曜日）から同年9月13日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 令和2年8月23日（日曜日）に実施する職種 産業洗浄（単一等級計画立案等作業試験） (2) 令和2年8月30日（日曜日）に実施する職種 機械加工（1級及び2級計画立案等作業試験）及び建設機械整備（1級及び2級計画立案等作業試験） (3) 令和2年9月6日（日曜日）に実施する職種 放電加工（1級計画立案等作業試験）	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 令和2年7月12日（日曜日）に実施する職種 3級 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、造園、機械検査、建築大工、塗装及びフラワー装飾 2 令和2年8月23日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 造園、サッシ施工、塗装、とび及び防水施工 (2) 単一等級 産業洗浄 3 令和2年8月30日（日曜日）に実施する職種 1級及び2級 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官及び畳製作 4 令和2年9月2日（水曜日）に実施する職種 1級及び2級 写真	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	5	令和2年9月6日(日曜日)に実施する職種 (1) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築及びフラワー装飾 (2) 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	
合格発表	1	3級 令和2年8月28日(金曜日)	
	2	その他の級 令和2年10月2日(金曜日)	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を令和2年4月6日(月曜日)から同月17日(金曜日)までに沖縄県職業能力開発協会(那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種(作業) 2級、3級及び基礎級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 処分をした年月日 令和2年1月24日

(2) 商号名 電光

(3) 代表者名 山城学

(4) 所在地 宜野湾市野嵩三丁目35番10号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11295号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

2(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日

(2) 商号名 知花たたみ店

- (3) 代表者名 知花久明  
(4) 所在地 嘉手納町字嘉手納463番地13新町2号館106  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第948号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日  
(2) 商号名 株式会社おきなわ浄環技建  
(3) 代表者名 西平守利  
(4) 所在地 那覇市字銘苅322番地5マエシロビル201号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12301号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日  
(2) 商号名 株式会社前田開発  
(3) 代表者名 前田孟  
(4) 所在地 浦添市大平二丁目21番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第8096号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日  
(2) 商号名 合資会社大空  
(3) 代表者名 比嘉泉  
(4) 所在地 うるま市石川東恩納950番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13618号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日  
(2) 商号名 株式会社心塗装  
(3) 代表者名 前川泰造  
(4) 所在地 豊見城市字高安1068番地31  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第3751号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び大土工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和元年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び大土工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年1月28日  
(2) 商号名 有限会社大都建設  
(3) 代表者名 上地一都  
(4) 所在地 本部町字大浜863番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第893号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和2年1月17日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 大山土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石川南地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和2年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 商号及び代表者氏名 株式会社櫻総合開発 奥住守彦
- 2 免許年月日及び免許証番号 平成28年7月11日 沖縄県知事(1)第4671号

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。

令和2年3月3日

沖縄県教育委員会  
教育長 平 敷 昭 人

施設名	所在地	設置者	指定年月日
沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	那覇市首里当蔵町1丁目4番地	沖縄県	令和2年2月18日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---